

平取町  
子どもの読書活動推進計画  
〈第2次計画〉  
(令和4年度～令和7年度)

令和4年4月  
平取町教育委員会

## 目次

### 第1章 「平取町子どもの読書活動推進計画」〈第二次計画〉策定の基本的な考え方

1. 子どもの読書活動の意義とその推進の背景 … 1
2. 計画策定の趣旨 … 1
3. 基本理念 … 2
4. 計画の性格 … 2
5. 計画期間について … 2
6. 推進状況の把握及び計画の改定等について … 2
7. 計画の対象と各期の特徴 … 3
8. 読書活動の対象 … 4
9. 計画の全体構想 … 4

### 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

#### 基本目標 1 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進 … 5

- 【推進方策 1－1】家庭における読書活動の推進 … 5
- 【推進方策 1－2】地域における読書活動の推進 … 5
- 【推進方策 1－3】学校等における読書活動の推進 … 6

#### 基本目標 2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備 … 8

- 【推進方策 2－1】地域における読書環境の整備 … 8
- 【推進方策 2－2】学校図書館（室）における読書環境の整備 … 8

#### 参考資料 … 10

## 第1章 「平取町子どもの読書活動推進計画」〈第二次計画〉策定の基本的な考え方

### 1. 子どもの読書活動の意義とその推進の背景

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条）であり、地域をはじめとする社会全体でその推進を図っていく必要があります。

平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定された後、平成19年には「学校教育法」が一部改正され、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言が新たに盛り込まれました。

こうした中、平成26年には、「学校図書館法」の一部改正が行われ、学校司書の配置が努力義務化され、また、平成28年には文部科学省が、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」を定めるとともに、平成29年3月に、新しい「小学校及び中学校学習指導要領」を告示し、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすことなど、学校図書館に期待される役割を示しました。

さらに平成29年からは、国の新しい「学校図書館図書整備等5か年計画」がスタートし、図書整備・新聞配置についての地方財政措置が拡充されるとともに、学校司書の配置が新たに計画の中に盛り込まれました。

### 2. 読書活動の現状と計画策定の趣旨

平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成25年3月に策定された「北海道子どもの読書活動推進計画『生きる力をはぐくむ北の読書プラン』（「第三次計画」）を基本として、平取町教育委員会は、平成26年4月に「平取町子どもの読書活動推進計画」を策定し、町立図書館が実施主体となって子どもの読書環境整備に取り組んできました。

その後、平成30年3月に「北海道子どもの読書活動推進計画」〈第四次計画〉が（同年の4月には国によって「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が）策定されました。

こうした中、当町の子ども（特に小学生・中学生）の読書状況は、毎年実施している全国学力・学習状況調査の質問紙の回答から読書離れが進んでいる結果となっています。小学生では、「平日読書をしない」と回答した児童が年々増加し、ここ数年で半数近くに迫る割合となっている一方で、自分が「読書好き」に「当てはまる」と回答した児童は（「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童も含め）ほぼ7割に上っています。読書が好きな児童があまり減っていないにもかかわらず、平日に読書をしない児童が増えているという結果になっております。中学生については、「平日読書をしない」と回答した生徒は、ここ数年は5割前後で推移しており大きな増減は見られませ

んが、自分が「読書好き」に「当てはまらない」と回答した生徒の割合が、「どちらかといえば当てはまらない」との回答を合わせると4割ほどを占めるようになってきており、この数年で大きく増加しています。

図書館の利用の面で見ると、ここ数年にわたって貸出人数・冊数ともに全体的に減少傾向にあります。特に小学生・中学生の貸出人数がほぼ半減しています。それに伴って貸出冊数も減少が続いています。

こうした状況から、日常的に子どもたちが本に親しむため、「北海道子どもの読書活動推進計画」〈第四次計画〉を基本の枠組みとした「平取町子どもの読書活動推進計画」の第二次計画を策定し、読書活動の推進に努めることとします。

### 3. 基本理念

平取町のすべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的な読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を推進し、積極的に読書環境の整備を図ります。

この計画における基本理念は、平取町のすべての子どもが読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校が連携を図り、またこれを推進し、一体となって積極的に子どもの読書環境の整備を進めていくこととするものです。

### 4. 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年制定）の第九条第2項に基づいて策定するものであり、家庭・地域・学校等が、関係機関や団体等との緊密な連携と相互の協力によって、平取町の子どもの読書活動の推進に取り組むために目指す方向性を示しています。

### 5. 計画期間について

この計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

### 6. 推進状況の把握及び計画の改定等について

この計画の推進状況については、平取町教育委員会や平取町生涯学習委員会等において要に応じて報告を行い、その意見・評価等を踏まえて計画の効果的な推進に努めます。

あわせて、PDCAサイクルの考え方に基づいて年度ごとに計画の内容を見直し、次回の改定に反映させます。

## 7. 計画の対象と各期の特徴

この計画での「子ども」とは、0歳からおおむね18歳を対象としています。

また、子どもの読書活動は、発達の段階に応じて取り組むことが重要であることから、この間を大きく4つの期間（乳幼児期・小学生期・中学生期・高校生期）に分けて、各期における特徴に応じて推進していきます。

- ・乳幼児期（0歳～6歳）…小学校入学前の子ども
- ・小学生期（6歳～12歳）…小学校児童等
- ・中学生期（12歳～15歳）…中学校生徒等
- ・高校生期（15歳～18歳）…高等学校生徒等

### (1) 乳幼児期（0歳～6歳） 「本に出会う」

3歳までには、徐々に自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになるとともに、文字の存在を意識し絵本に興味を示すようになります。この時期は絵本や物語に親しみ、保護者等の周りにいる大人からの語りかけや言葉のやりとりを通じて、気持ちを通わせることが大切です。

4歳以上になると、日常生活に必要な言葉が分かるようになり、かな文字も全部読めるようになってきます。この時期は、絵本や物語を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせるなどして、読書の楽しみを十分に味わうことが大切です。

### (2) 小学生期（6歳～12歳） 「本に親しむ」

低学年は、本を読む習慣が付き始める時期であり、文字で表された場面や情景をイメージすることができるようになってきます。この時期は、読み聞かせなどにより、いろいろな本に親しんだり読書を楽しんだりすることが大切です。

中学年は、多くの本を読むことができるようになってるとともに、本を終わりまで読み通すことができるようになってきます。この時期は、幅広いジャンルの本に親しみ、読書を通して必要な知識や情報を得るようにすることが大切です。

高学年は、目的に合った本を読むようになり、内容を評価することができるようになってきます。この時期は、日常的に読書に親しみ、読書を通して自分の考えを広げられるようにすることが大切です。

### (3) 中学生期（12歳～15歳） 「本から学ぶ」

中学生期は、多くの本の中から自分に合った本を選択することができるようになってきます。また、共感・感動する本に出会うと、何度も読むようになります。この時期は、本や文章には様々な立場や考え方が書かれていることを知るとともに、読書が自分の生き方や社会との関わり方を支えてくれることを実感することが大切です。

#### (4) 高校生期（15歳～18歳） 「本と生きる」

高校生期は、読書の目的や資料の種類に応じて、適切な読書技術によって読むことができるようになってきます。この時期は、自分の読書生活を振り返り、読書の幅を広げるとともに、読書習慣を身に付け、生涯にわたって読書に親しむようにすることが大切です。

### 8. 読書活動の対象

本計画における「読書活動」の対象は、活字その他文字を用いて表現された図書などを言います。（現状は印刷・製本された紙媒体の文字資料を主とします）

### 9. 計画の全体構想

全体構想は、この計画が基本理念に基づき、家庭・地域・学校等が連携し、社会全体で読書活動の推進を図るとともに、学校や地域等における読書環境の整備に努めることを示しています。

なお、社会全体での推進に当たっては、乳幼児期には家庭や町立図書館等において本に出会い、その後学校等では学校図書館（室）を活用するなど、子どもの発達段階を踏まえながら、読書活動を継続することにより、読書習慣を定着させることが望まれます。

このようなことから、子どもたちの読書活動が、成長とともに、乳幼児期は「本に出会う」、小学生期は「本に親しむ」、中学生期は「本から学ぶ」、高校生期は「本と生きる」こととなるよう、各期の特徴を踏まえて、家庭・地域・学校等がそれぞれの取組を理解し、相互に連携するなどして、読書活動を推進する必要があることを示しています。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

### 基本目標1 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等、社会全体で読書を推進する取組を進める必要があります。そのためには、家庭・地域・学校等のそれぞれの役割を明確にするとともに、関係機関や団体等と連携し相互に協力しつつ、子どもの発達の段階に応じて多様な取組を進めていくことが重要です。

#### 【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進

[推進の方向性]

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実及び読書習慣の定着に向けて積極的に取り組む必要があります。

このため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、家庭での読書活動を通して家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」に取り組むなどして、子どもが読書に親しむきっかけをつくとともに、読書に対する興味や関心を持たせるように子どもに働きかけることが望まれます。

[具体的な取組]

□子どもの読書習慣の定着に向けた「家読」の取組の推進

- 保護者による絵本や物語の読み聞かせ
- 家族で図書館に出向き、「読み聞かせ会」を楽しんだり、本を選んだりすること
- 家庭の中で、読書に親しむ雰囲気をつくること
- 読んだ本の書名、読んだ日や簡単な感想などを記録しておくこと  
（「読書通帳」等の活用）
- 読書を、体験の機会と結び付けること  
（工作や料理の本と一緒に読んで実際に作ってみるなど）
- 保護者自身が読書に親しむこと

#### 【推進方策1-2】地域における読書活動の推進

[推進の方向性]

町においては、図書館を中心として、ブックスタートなどの乳幼児期から親子で読書に親しむ習慣づくりに取り組むとともに、子どもの読書活動の意義と重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められます。

また、町立図書館は、関係機関やボランティア等と連携・協力し、子どもが読書に親しむことができるような機会や場所を提供するとともに、子どもにとって身近な読書環

境である学校図書館（室）を支援することが強く期待されます。また、各種の読書支援活動を行っているサークルに対して様々な支援を実施し、その活動の継続を図ることも重要です。

[具体的な取組]

□読書活動の推進

- ブックスタート事業の実施及びその充実
- 読み聞かせや絵本等に関する「図書館講座」の実施
- 子どもの読書活動に関する多様なボランティア活動の場の提供やボランティア団体に対する研修・情報提供及び活動支援（「図書館ボランティア研修会」の開催）
- 読み聞かせ会、ブックトーク、資料展示会等の実施
- 移動図書館等による学校や地域への巡回貸出し（「学校巡回便」「図書ワゴン」の運行）
- 読書に関するレファレンスサービスの実施

□学校等の読書活動への支援

- 学校（及び学級文庫）・「放課後子ども教室」等への図書館資料の貸出し等による読書活動の支援（「団体貸出」の実施）
- 学校の要請に基づき、図書館職員や地域のボランティア等の訪問による児童生徒への読み聞かせ等を行うなど、児童生徒への直接的な読書推進活動を行う
- 学校図書館運営に係る相談や、定期的な連絡会の実施（「学校・図書館担当者連絡会議」の開催）

□読書活動の普及・啓発

- 各種の専門団体等による受賞・選定・推薦図書の紹介・普及
- 「こども読書の日」（4/23）や「こどもの読書習慣」（4/23～5/12）における事業の実施と情報提供
- パンフレット・チラシ・ポスター等による読書習慣定着に向けた普及・啓発や行事等に係る情報発信
- 図書館主催による各種の「読書活動推進事業」の実施

### 【推進方策1－3】学校等における読書活動の推進

[推進の方向性]

乳幼児期は、絵本の読み聞かせなどを通して新たな世界に興味や関心を広げる時期であると言われており、幼稚園・保育所等では、子どもが様々な本に触れる機会を増やすことが望まれます。

また、小学生・中学生・高校生期においては、学校図書館（室）における多様な読書活動を工夫して、子どもが多く語彙や多様な表現に触れ、新たな考え方に会う読書の機会を充実するとともに、授業や様々な教育活動を通して学校図書館（室）を計画的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現や子どもの情報活用能力の育成を図ることが



望まれます。

[具体的な取組]

□読書活動の推進

〈 保育園（所） 〉

■読み聞かせなどによる本に親しむ活動

■町立図書館からの団体貸出を活用して十分な量の絵本を園内（所内）に配置すること

〈 学 校 〉

■「朝の読書」など全校一斉の読書活動をはじめとする各種の読書活動の実施

■読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル、POP作成等の手法を活用した読書活動

■図書委員等による児童生徒の自主的な読書活動

■小学生による幼児への読み聞かせ、中学生による小学生へのおすすめ図書の紹介など、異年齢・異校種の交流による読書活動

■児童生徒や教職員による町立図書館の行事や読書ボランティア活動への参加

■読書感想文コンクール等の実施

■保護者や地域のボランティア、町立図書館等との連携による学校図書館（室）の運営を中心とした読書活動

□学習活動の充実

■学校図書館（室）を活用した各教科等における児童生徒の主体的・意欲的な学習活動

■各種指導計画等の教育課程への位置付けによる計画的・継続的な学校図書館（室）の利活用

■学校図書館（室）を活用した学習を通じた情報活用能力を育成する活動

□読書活動の普及・啓発

■「こどもの読書週間」（4/23～5/12）、「子ども読書の日」（4/23）等における読書活動の啓発や図書館利用の促進

■「学校図書館だより」の発行、学校のホームページや校内掲示などを活用した読書活動の啓発

## 基本目標 2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、平取町のすべての子どもが、好きな本を手にとったり、必要な資料を調べたりすることができる、望ましい読書環境づくりを進める必要があります。

そのためには、町（図書館）、学校、関係機関・団体等が相互に連携したり、支援したりしながら、計画的に整備を進めることが重要です。

### 【推進方策 2 - 1】地域における読書環境の整備

[推進の方向性]

町立図書館は、子どもにとってその豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、気軽に利用したり、読み聞かせ等の催しに参加したりしながら読書の楽しみを知ることができる場所であり、そのための環境を整備することが望まれます。

町は、読書活動の中心的な役割を果たす町立図書館の整備・充実を図るとともに、関係機関・団体等とも相互に連携しながら、望ましい読書環境づくりを進めることが重要であるため、町の「子どもの読書活動推進計画」を策定・公表し、計画的に取組を推進することが望まれます。

[具体的な取組]

#### □読書環境の整備

- 図書館資料、読書活動推進の参考となる資料の整備
- インターネットを活用した予約貸出の利用促進やレファレンスサービス等の活用に必要な体制の整備（参考図書購入・パスファインダーの作成・職員の研修等）
- 絵本コーナー等の子どもの利用のためのスペースの確保
- 点字資料や映像資料の提供など、障がいのある子どもに対する諸条件の整備
- 関係機関等の連携による「子ども読書活動推進計画」の策定、施策の実施、点検・評価及び改定と積極的な周知を図る。

### 【推進方策 2 - 2】学校図書館（室）等における読書環境の整備

[推進の方向性]

保育所（園）等においては、幼児が様々な本と出会うことのできる読書環境を整備することが望まれます。

学校図書館（室）は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう、「心の居場所」としての機能も期待されています。

学校図書館（室）がこのような機能を発揮することができるよう、十分な資料を備え、子どもが活用しやすい環境を整備することが求められます

[具体的な取組]

□資料等の整備

〈 保育園（所） 〉

■保護者・ボランティアとの連携による絵本コーナー等の整備

〈 学 校 〉

■「学校図書館図書標準」の達成に向けた図書の整備

■新聞の配置

■基準に基づく組織的・計画的な図書館資料の選定・廃棄・更新

■町立図書館や他の学校図書館との連携による資料の相互貸借

■障がいのある児童生徒の状況に応じた機器及び資料の整備

□施設等の整備

■「日本十進分類法」（NDC）を原則とする図書館資料の整理、配架

■児童生徒の主体的・協働的な学びを支える学習環境の整備

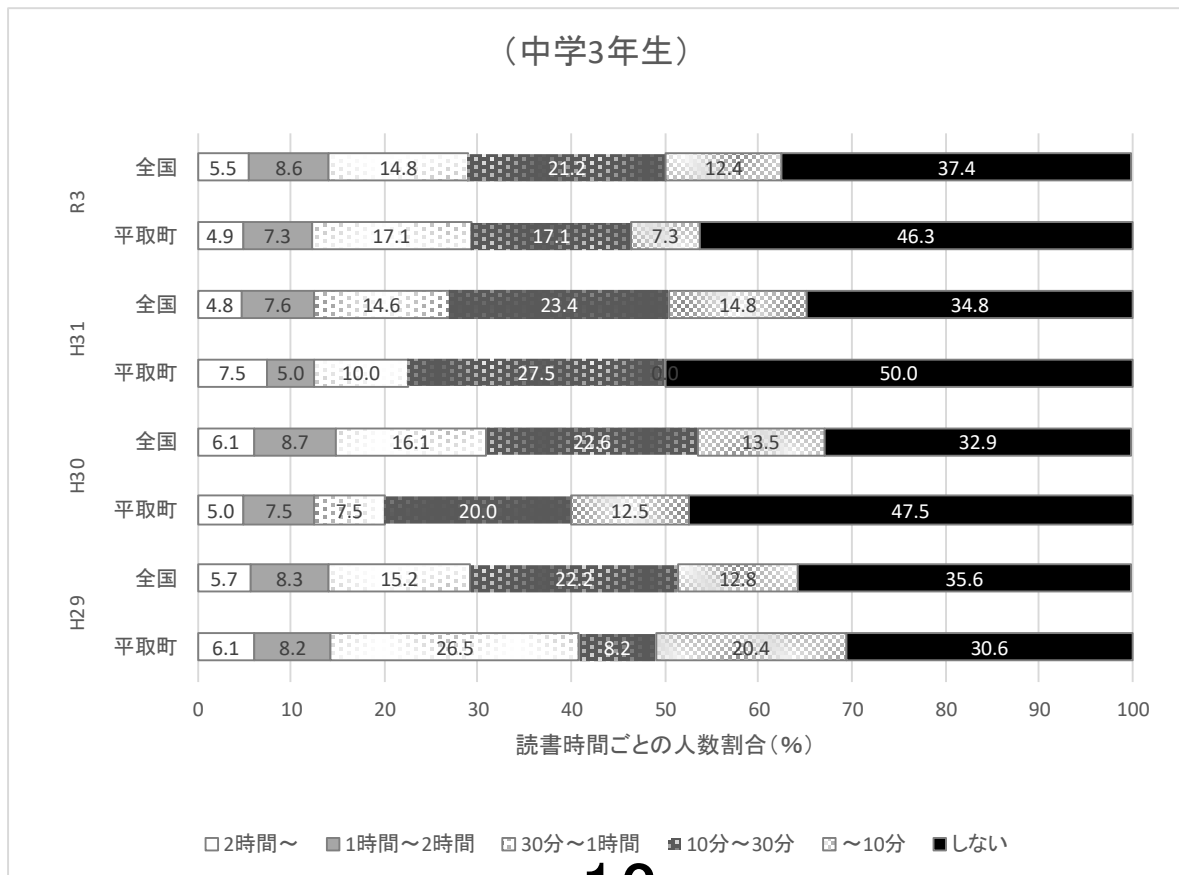
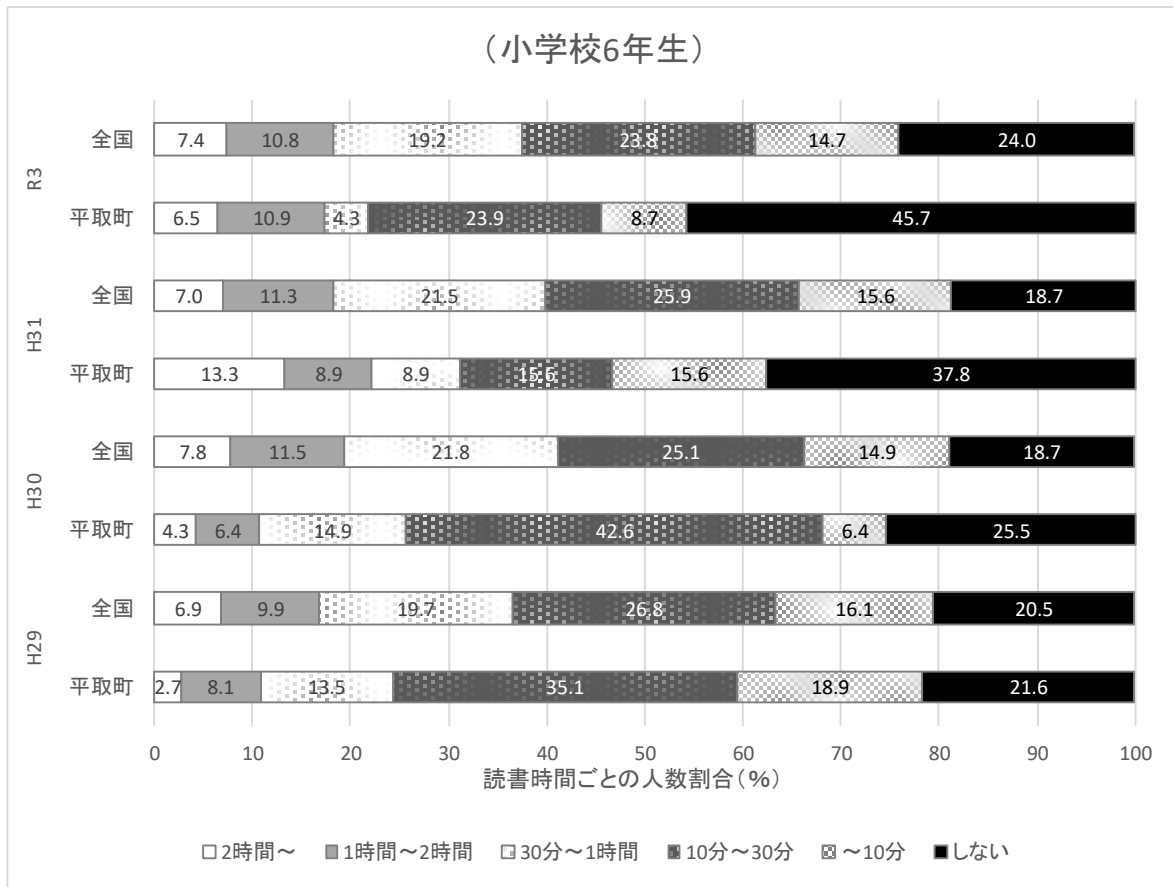
■推薦図書コーナーの設置

■児童生徒が気軽に利用できる校内読書環境の整備の工夫

参考資料（全国学力・学習状況調査質問紙の回答結果より抜粋）

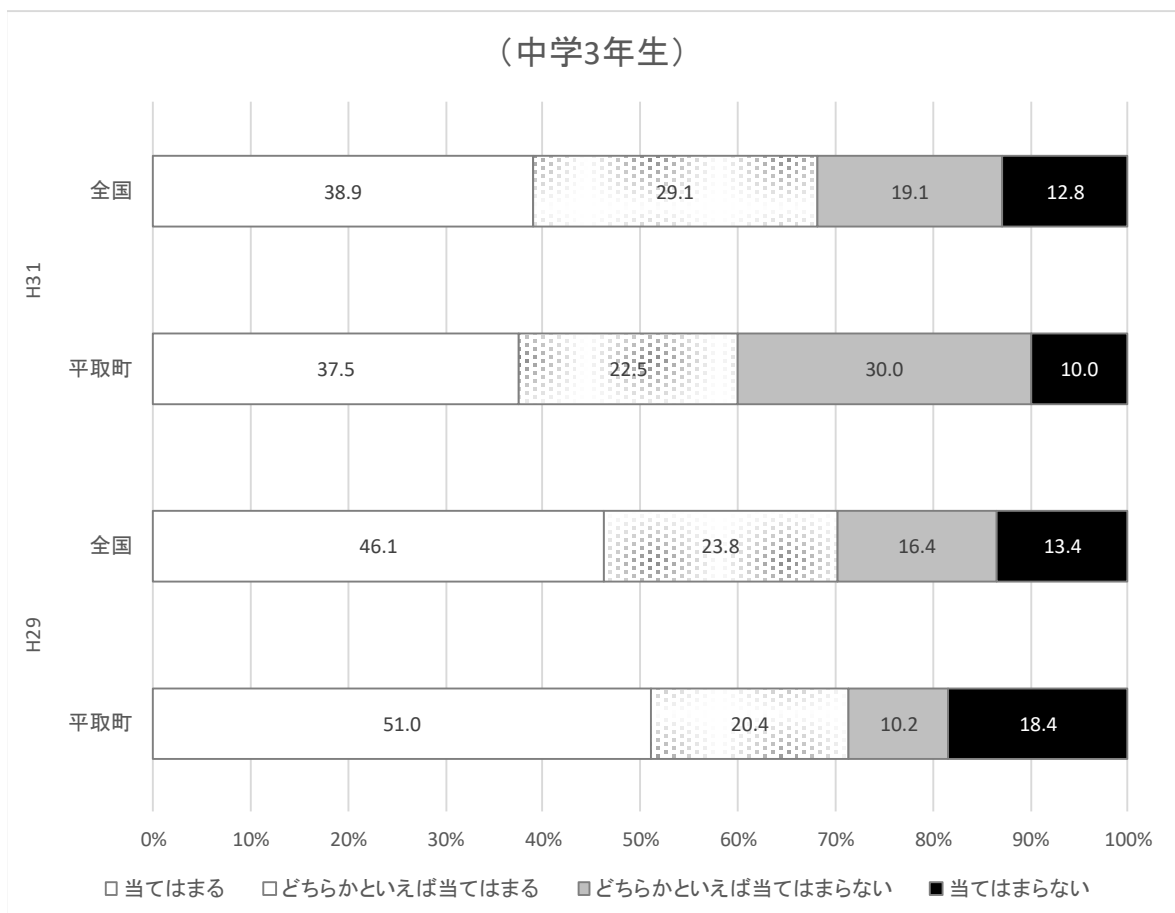
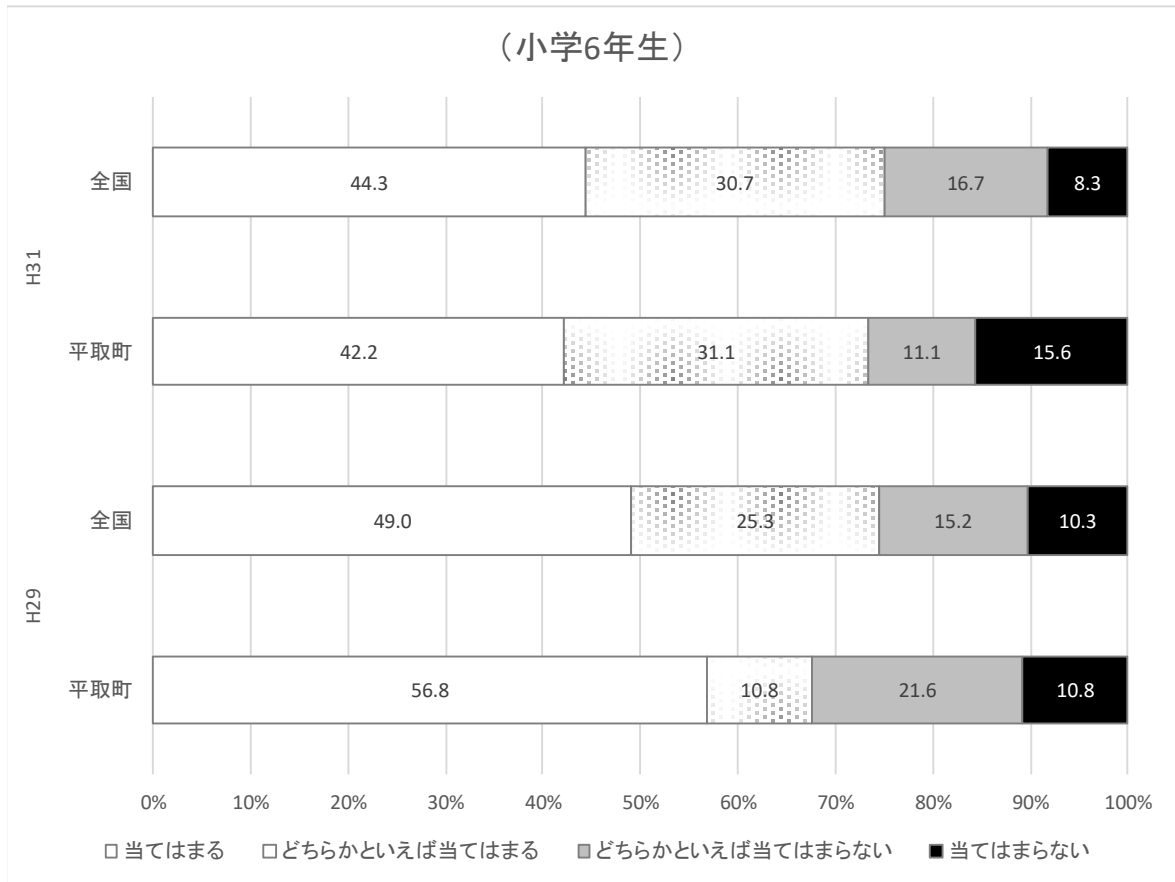
### 平日の読書時間

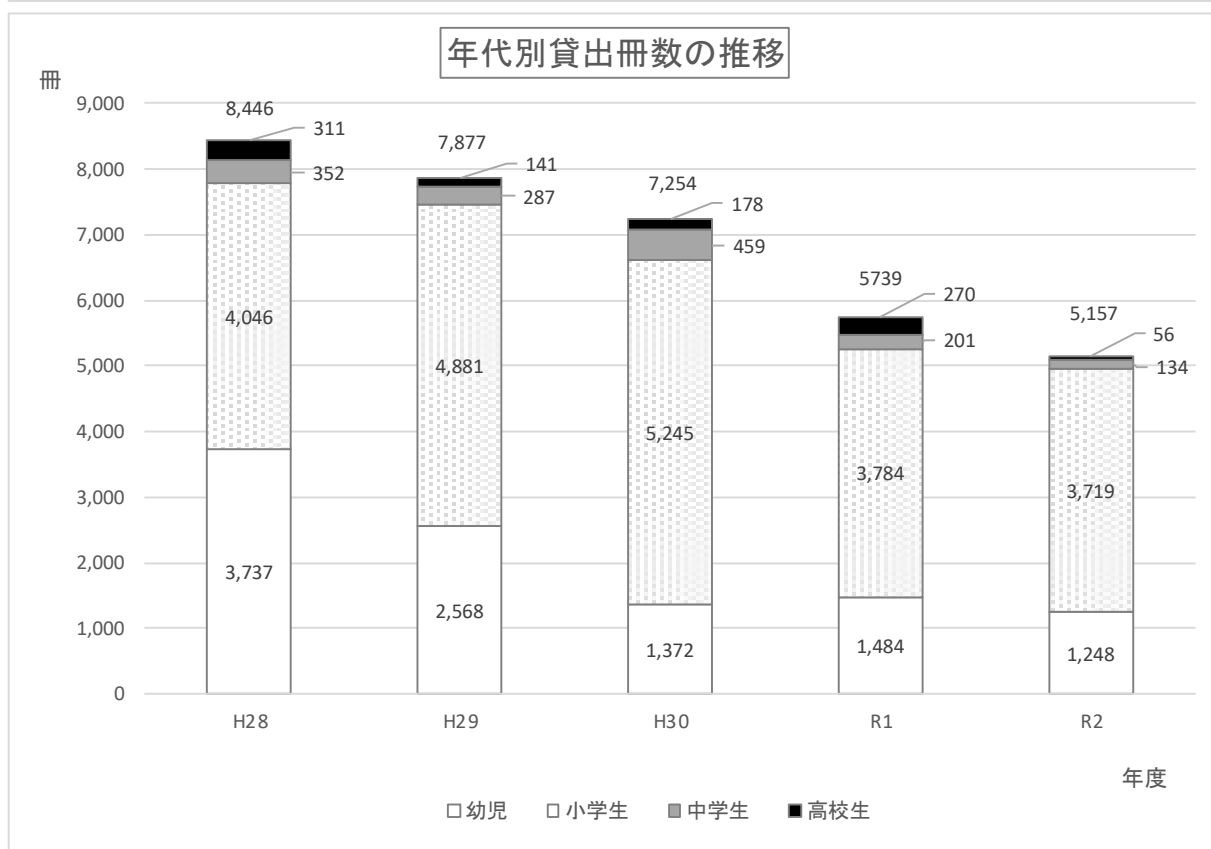
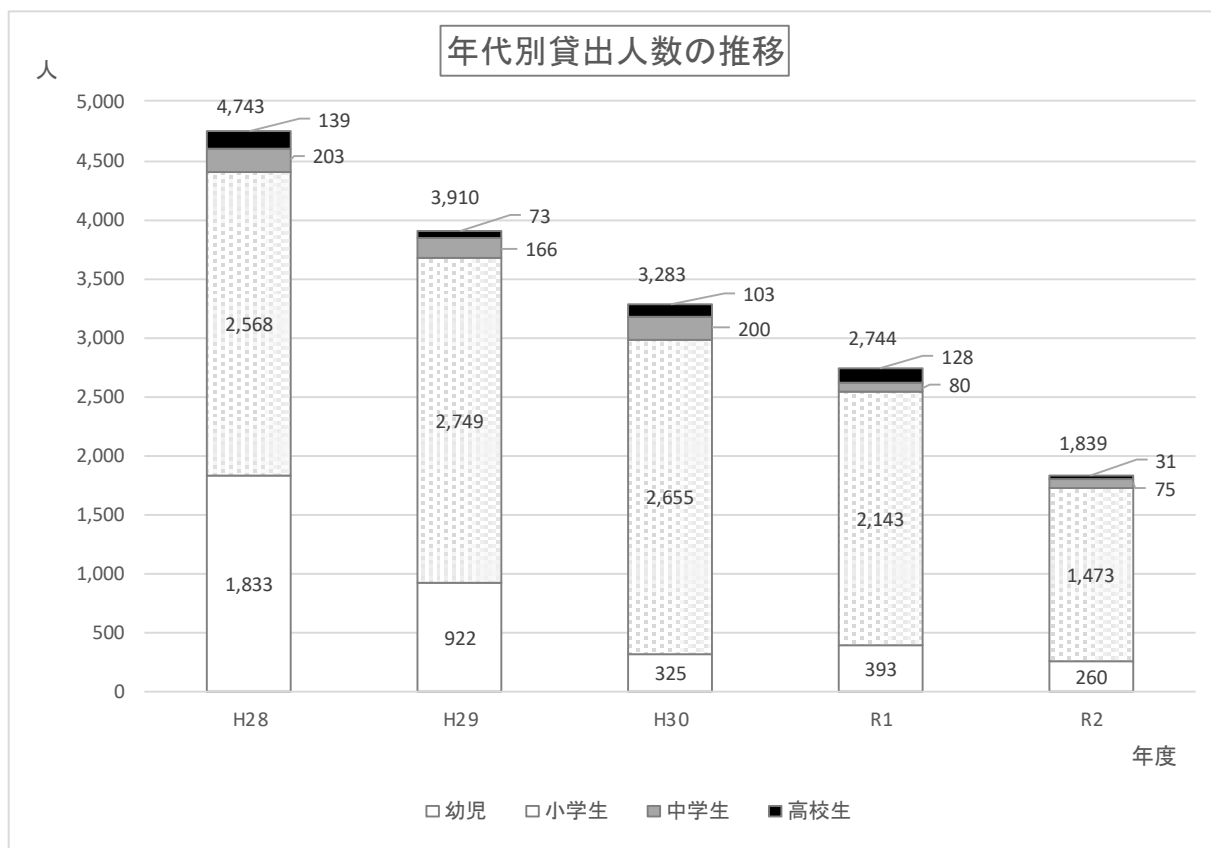
Q 学校の授業時間以外に、平日、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）。



## 読書好きの割合

Q 読書は好きですか。





※一般の貸出人数・貸出冊数の推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2
貸出人数	3,768	3,645	3,341	3,400	2,961
貸出冊数	11,002	11,877	12,501	12,527	12,065